室蘭市建設工事等競争入札参加資格資格審査申請書類の作成要領

2024～2026 年度に室蘭市発注の建設工事及び設計、測量、地質調査等に係る入札に参加を希望する者は、次により申請してください。(2023～2026 年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に「建設工事・設計等」で登載されている者は新たに①工種・区分の追加を希望する場合②「物品・業務委託等（役務の提供等に係るもの)」に関する入札への参加を希望する場合を除き、申請の必要はありません。②を希望する方については「物品購入等競争入札参加資格審査申請の手引き」を確認の上申請をして下さい。）

申請書類の作成にあたっては、この要領並びに最新の「北海道内各市町村の入札参加資格審査申請の手引」の作成要領（以下「市町村の入札参加資格審査申請書類の作成要領」という。）に基づいて、正確に記入してください。

１．審査基準日

建設工事・設計等とも令和６年１月１日です。

（ただし、添付書類等については、提出に関する説明によることとします。）

２．競争入札参加資格審査申請ができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、申請することができません。

(1) 契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 契約及びその履行にあたり不誠実な行為等を行い、競争入札への参加を排除されている者
(4) 室蘭市税を滞納している者
(5) 国税（消費税及び地方消費税）を滞納している者
(6) 暴力団関係事業者又は暴力団員に該当する者

３．工事等種別による資格要件等

(1) 建設工事を希望する者

① 建設業法による許可を受けた建設業者で、審査基準日において、許可を受けてから２年以上その事業を営んでいること。
② 建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査を受け、その結果通知書を提出できること。
③ 経営事項審査において、工事種別に対応する完成工事高があること。
※ 従前と同様に２箇年での完成工事高を資格要件としております。
④ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて、関係機関に届出を行っていること（ただし、届出を行う義務のない場合を除く。)。

(2) 設計等を希望する者

① 建築設計を希望する場合（建築設備のみの設計を業とするものを除く。）には、建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録をうけていることが必要です。また、測量を希望する場合には、測量法による測量業者の登録を受けていること。
② 審査基準日において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。
③ 審査基準日の直前（決算期）１年間に、その業種に係る売上高を有していること（直近の決算書の提出が必要）。
④ 個人にあっては、従業員が３人以上であること。

４．受付けについて

(1) 受付期間　　令和６年２月１日（木）から 令和６年２月２０日（火）まで

（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）

(2)　受付時間　　午前９時００分 から 午後５時００分 まで
（ただし、正午から午後１時までを除く。）

(3)　受付場所　　〒０５１－８５１１　室蘭市幸町１番２号
室蘭市役所本庁舎４階　総務課契約検査係

(4)　問い合わせ先　　総務部総務課契約検査係
直通電話　０１４３－２５－２１２５

(5)　受付方法　　持参又は郵送により提出してください。
室蘭市内に本支店・出張所等がある場合であっても、郵送により提出することができます。持参の場合であっても、その場で申請内容についての確認等は行いませんので、室蘭市建設工事資格審査申請書付票（様式１）に申請内容を説明できる方の連絡先を必ず記載するようお願いします。
なお、郵送による場合は必ず簡易書留または配達状況が分かる方法により送付してください。令和６年２月２０日消印有効です。
（ただし、メール又はファックスによる申請は認めていません。）

５．資格の有効期間

２０２４（令和６）年４月１日から２０２７（令和９）年３月３１日までの**３年間**です。
（ただし、室蘭市内に本店を有する事業者は後述の格付けについては来年度も行います。）

６．申請書等の提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり（市町村統一様式及び室蘭市指定様式の併用）
［様式の頒布場所（市町村統一様式は有料）］

（一社）室蘭建設業協会
室蘭市入江町１番７４号　室蘭建設会館１Ｆ　　電話　０１４３－２２－１０４５
（一社）北海道土木協会
札幌市中央区北２条西３丁目１－２１　札幌北２条ビル４Ｆ　電話　０１１－２７１－３６８１

(1)　市町村統一様式
「建設工事等競争入札参加資格審査申請書」（様式１）、「設計等入札参加資格審査申請書付票」（様式１０）の宛名は、「室蘭市長」としてください。
※「建設工事入札参加資格審査申請書付票」（様式９）は使用せず、その内容の一部を「室蘭市建設工事入札参加資格審査申請書付票」（室蘭市様式１）に集約しています。

(2)　室蘭市指定様式（室蘭市ホームページからのダウンロードも可能です。）
①「室蘭市建設工事入札参加資格審査申請書付票」（室蘭市様式１）
ア　原則として市町村統一様式の様式９と同様の項目については、その手引に従って記入してください。その他の項目については記載例をご確認ください。なお、この様式は内容確認後に１部を申請者控えとして返却いたしますので**２部**提出願います。**申請者控えは、写し又は押印無しでも可とします。**
イ　表１の「室蘭市が採用する１０工種」のうち申請者が希望できる工種は、**４工種以内**となっております。**希望する工種番号を○**で囲んでください。
ウ　同表中の工事業種ごとの完成工事高は、次表の許可業種欄により算出してください。

重要事項

次表の室蘭市採用工種のうち、「一般土木工事」、「建築工事」、「電気工事」、「管工事」については、格付審査基準による格付を行っておりますので、別紙の「建設工事の格付審査基準について」をご参照いた

だき、安全対策や地域貢献等、該当する評価項目を「発注者別評価項目申告書」及び指定の添付書類を提出して申告を行ってください。

※上記の格付は「室蘭市内に本店を有する事業者」についてのみ行います。その他の事業者の方につきましては「発注者別評価項目申告書」及び指定の添付書類の提出の必要はありません。

※建設工事の登録工種について

室蘭市では、建設業法で定めている建設工事の種類（２９許可業種）によらず、次表のとおり１０工種に区分しておりますので、内容を十分検討して希望する工種を選んでください。

【建設工事の登録工種】

番号	室蘭市採用工種	左の工種に対応する建設業法による許可業種
1	一般土木工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事（**一般土木工事分**）、石工事、鋼構造物工事（**一般土木工事分**）、しゅんせつ工事、解体工事（**一般土木工事分**）の完成工事高の合計
2	建築工事	建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事（**建築工事分**）、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事（**建築工事分**）、鉄筋工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、解体工事（**建築工事分**）の完成工事高の合計
3	電気工事	電気工事、電気通信工事、消防施設工事の完成工事高の合計 **（注）消防施設工事については、電気工事か管工事のどちらか一方に算入してください。**
4	管工事	管工事、熱絶縁工事、さく井工事、水道施設工事、消防施設工事の完成工事高の合計 **（注）消防施設工事については管工事か電気工事のどちらか一方に算入してください。** **（注）水道施設工事については管工事か水道施設工事のどちらか一方に算入してください。**
5	舗装工事	舗装工事の完成工事高
6	板金工事	屋根工事、板金工事の完成工事高の合計
7	塗装工事	塗装工事の完成工事高
8	機械器具工事	機械器具設置工事、清掃施設工事の完成工事高の合計
9	造園工事	造園工事の完成工事高
10	水道施設工事	水道施設工事の完成工事高

※　管工事の登録を希望される場合は水道施設工事以外の許可業種の完成工事高が必要です。

※　設計等の区分について

室蘭市における設計等の区分は、市町村統一様式に記載されている区分とは異なり、下記の区分となりますので、申請に当たってはご注意ください。なお、工事とは異なり申請区分の数に制限はありませんが、「道路清掃」と「下水道清掃(管路)」は、物品等で登録してください。

【設計等の登録区分】

11	測量	14	建築設計	17	計量証明
12	地質調査	15	技術資料	18	漏水調査
13	土木設計	16	補償	19	その他

※16 補償又は 17 計量証明の区分で登録を希望される場合は、「設計等入札参加資格審査申請書付票」中、申請種別の欄に記入される際、15 技術資料の内訳とせずそれぞれ別個に記入してください。

②「市税納付状況調査同意書」（室蘭市様式２）

※ 室蘭市に納税義務がある場合は提出してください。

申請者又は受任者の名称を記入してください。納税証明書の代わりに、市税納付状況調査同意書を提出していただきます。同意期間は申請日から資格有効期間満了日までとし、この期間中任意に納付状況を確認させていただくことがあります。この際に滞納があり、速やかに完納にならない場合には競争入札参加資格を取り消す場合がありますので予めご了承願います。

③「国税の納税証明書その３又はその３の３」（申請時前３箇月以内のもので原本又はコピー）

納税証明書交付請求書により入江町の室蘭合同庁舎２階室蘭税務署ほか各地の税務署で交付を受けてください。

※ 電子納税証明書で提出する場合には、「ファイルの入ったＣＤ－Ｒ等」と「プリントアウトした納税証明データシート」の両方を提出してください。

電子納税証明書の請求方法等の詳細については、国税庁 e-Tax 国税電子申告・納税システムのホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）をご参照ください。

※ 納税証明書の添付がない場合は入札等の参加申請ができません。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、「納税証明書（その３）」が発行されないため、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その１）」を提出してください。

④設計、測量、地質調査等に係る入札に参加を希望する者は、直近の決算書を提出してください。

⑤「誓約書」（室蘭市様式３）

申請者又は受任者の名称を記入してください。

暴力団の排除に関する内容について誓約いただくものです。

⑥「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入等申出書」（室蘭市様式４）

建設工事に係る入札に参加を希望する者で総合評定値通知書（経営規模等評価結果通知書）の「雇用保険」、「健康保険及び厚生年金保険の加入」欄が「無」となっている場合に提出してください。

⑦「特定関係調書」（室蘭市様式５）

申請者又は受任者の名称を記入してください。

既に本市への競争入札参加資格審査名簿に登載されている事業者及び本市への競争入札参加資格審査申請を予定している事業者間における資本関係又は人的関係（これらを総称して特定関係といいます。）を記載した「特定関係調書」を別紙「特定関係に該当する場合のイメージ」を参考に作成し、提出してください。不明な点等があれば契約検査係までご確認ください。

該当無であっても必ず提出してください。

⑧「室蘭市建設工事等入札参加資格審査申請書受理票」（室蘭市様式６）

申請者又は受任者の名称を記入してください。

⑨「専任技術者一覧表」又は「専任技術者証明書」の写し

建設工事に登録する場合は、室蘭市建設工事入札参加資格審査申請書付票（様式１）の該当欄に営業所の専任技術者氏名を記入のうえ、建設業の許可申請時に提出している専任技術者一覧表又は専任技術者証明書の写しを提出してください。

※ 物品・工事両方に申し込む場合に重複する提出書類については、物品・工事それぞれに必要書類を添付して提出してください。

７．申請書ファイル

市町村統一様式又はこれに準じるファイルを使用してください。

８．変更届　　競争入札参加資格審査申請書変更届（様式１２）

次の事項に変更があったときは、「変更届」を提出してください。（郵送可）

(1)　建設業の許可及び設計・測量などの登録更新許可通知書及びその別表のコピーを添付してください。
(2)　商号又は名称の変更
(3)　住所及び電話番号の変更（本店及び道内支店､営業所など）
(4)　代表者の変更（同上）
(5)　組織の変更（個人から法人、有限会社から株式会社など）又は使用印鑑の変更
(6)　代理人の変更（委任状を添付してください。）
(7)　特定関係の変更（変更後の特定関係調書を添付してください。）

※　(2)から(5)までは登記事項証明書等を添付してください。
※　委任状の記載内容が変更される場合は委任状も添付してください。

９．その他

○申請後に、技術者の免許・資格等の変更又は技術者が退職したとき、若しくは新たに技術者を採用したときは、新たに技術者名簿を作成し、直ちに届出してください。なお、新たに技術者を採用した場合は採用年月日を枠外へ記入してください。（変更届の添付は不要です。）

○技術者名簿提出の際は資格・免許等の名称のカッコ書き等を省略せずに正式名称を記載してください。

※2 級土木施工管理技士、同（鋼構造物塗装）、同（薬液注入）や2 級建築施工管理技士、同（躯体）、同（仕上げ）はそれぞれ主任技術者となることができる工事の業種が異なります。

○工事に申請される方は審査後室蘭市建設工事入札参加資格審査申請書付票の控え及び受理票を返送しますので、**必ず返信用封筒に宛先を記入の上、８４円切手を貼り同封してください。**

※同封されていない場合、受理票及び付票の返送は致しません。

○**３月下旬頃を目処に、市ホームページ上に有資格者名簿を掲載いたします。**

※資格審査結果通知書用のハガキや切手の提出は不要です。

○不足書類等があった場合にはその旨を記載した受理票及びチェック表をＦＡＸで送信します。